

政策評価について

令和 8 年 6 月

農林水産省

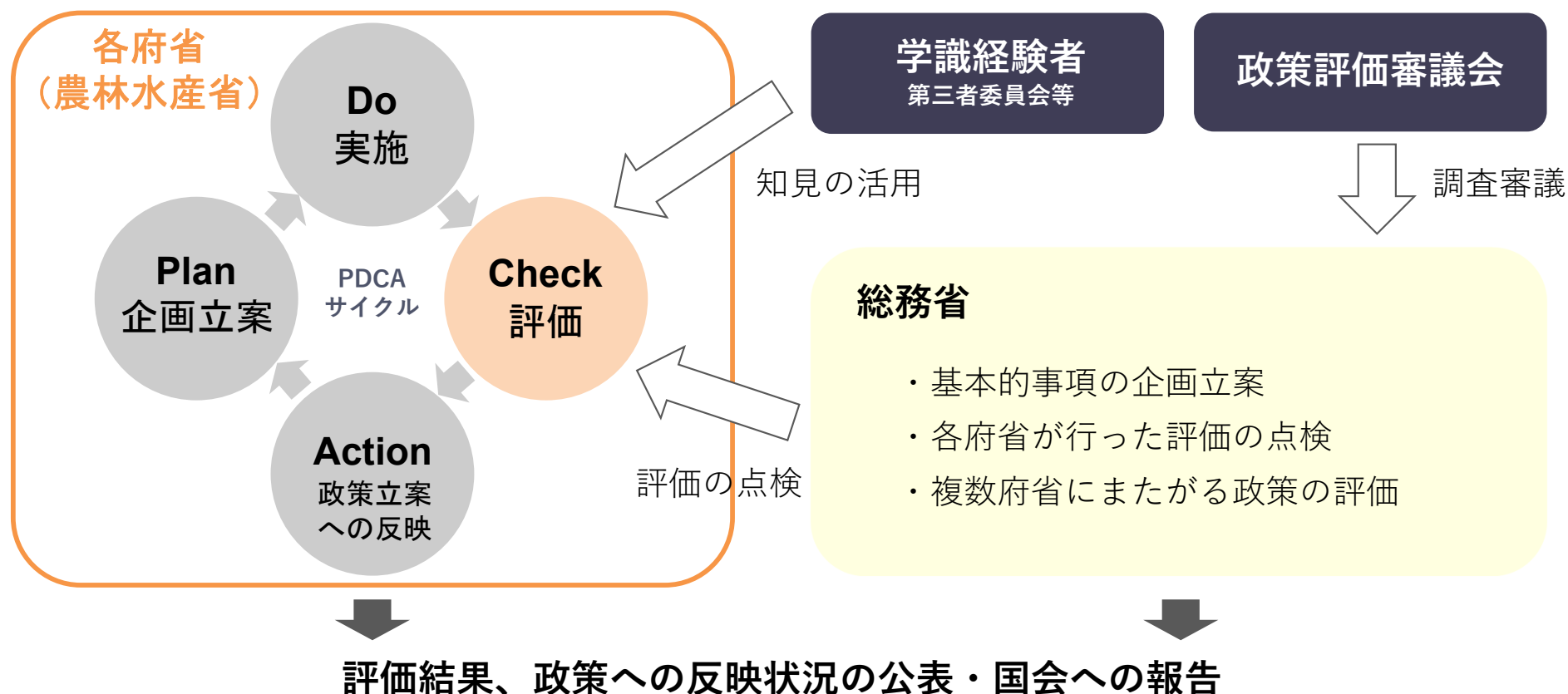
目次

1	政策評価制度の概要	1
2	政策評価法について	2
3	政策評価の方式	3
4	政策体系	4
5	農林水産省の政策体系	5
6	対象政策ごとの評価方法	7
7	学識経験を有する者の知見の活用	13
8	令和7年度に実施した政策評価	15
9	政策評価の年間スケジュール	16

1 政策評価制度の概要

- 政策評価は、政策評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）に基づき、各府省が自ら政策が目標や計画通りに進んでいるか、想定した効果をあげているかなどを把握し、政策の改善や見直しにつなげていく取組。
- 政策評価は、政策のPDCAサイクルの一環として制度的に位置づけられている。

政策評価の仕組み



政府

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

①効果的かつ効率的な行政の推進、②政府の諸活動についての国民への説明責任の徹底を目的に制定された法律

政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）

政府全体として、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るための基本的な指針

各府省
（農林水産省）**政策評価に関する基本計画**（農林水産省政策評価基本計画（令和8年6月5日農林水産大臣決定））

- ・各行政機関の政策評価に関する基本的な事項を規定
- ・3～5年の期間ごとに策定（農林水産省は5年間(令和7～11年度)の計画として策定)

事後評価の実施計画（令和8年度農林水産省政策評価実施計画（令和8年3月31日農林水産大臣決定））

- ・各行政機関がその年に実施する事後評価の対象とする政策及び具体的な評価方法等を規定
- ・1年ごとに策定

3 政策評価の方式

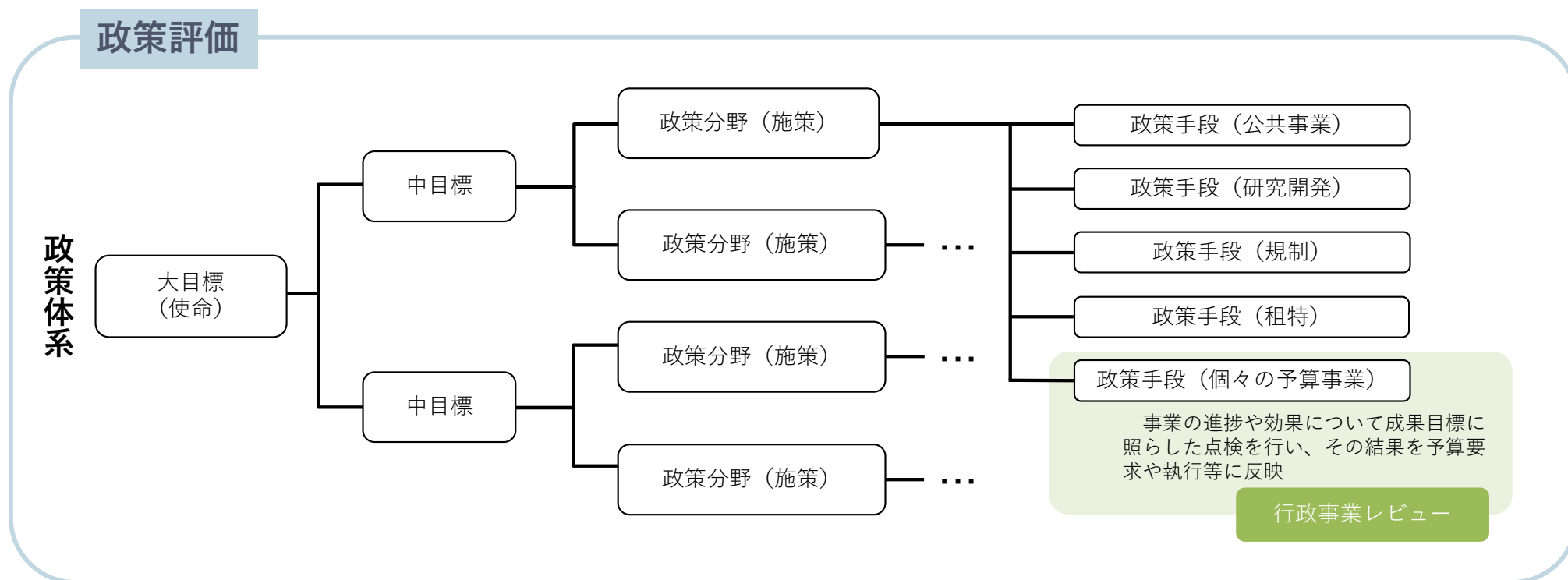
- 政策評価を行うに当たって、「実績評価方式」、「総合評価方式」、「事業評価方式」その他政策の特性に応じた適切な方式を用いる。
- また、政策決定前に行う「事前評価」と、政策決定後に行う「事後評価」に分類することができる。



政策体系

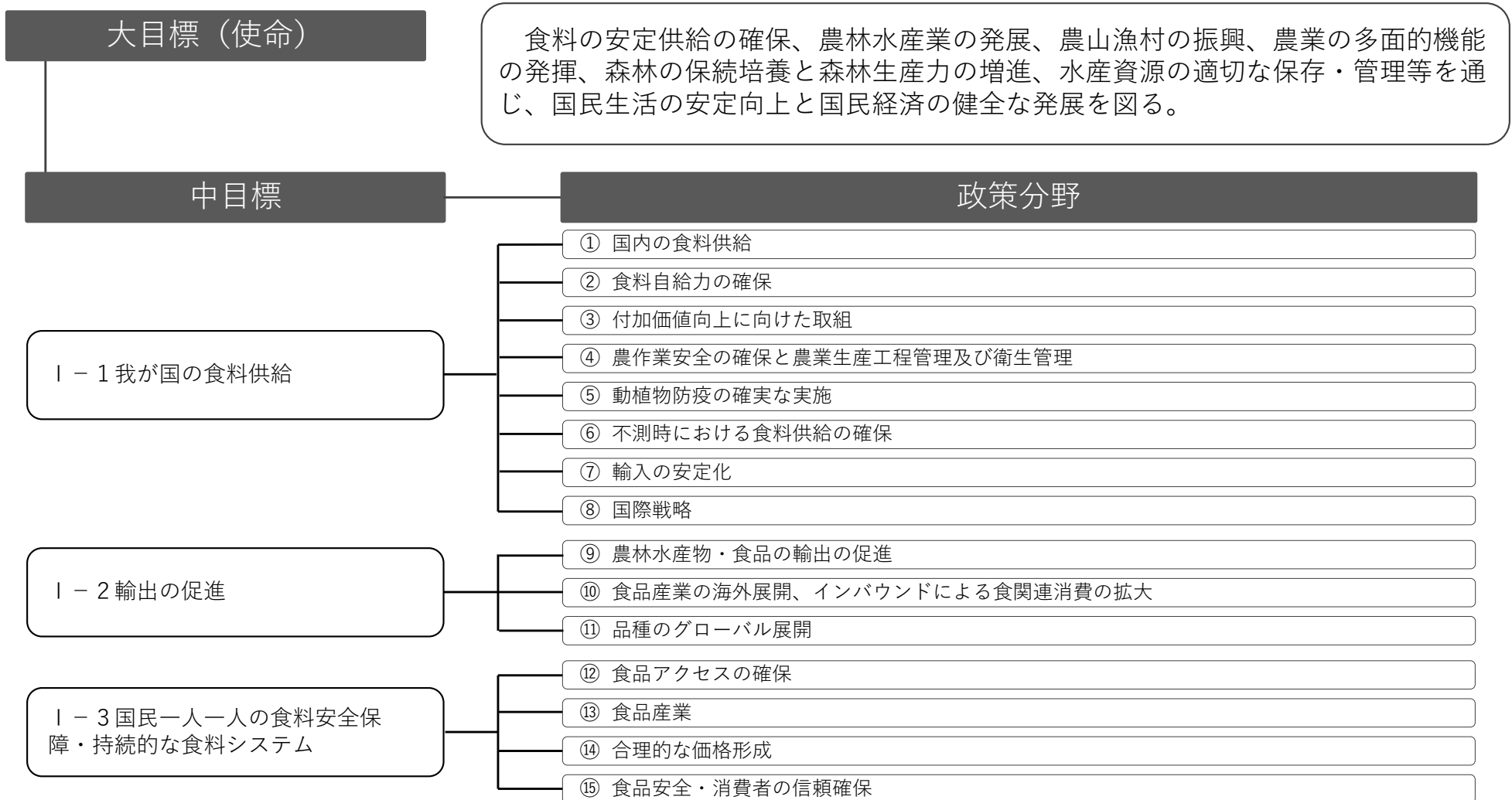
4 政策体系

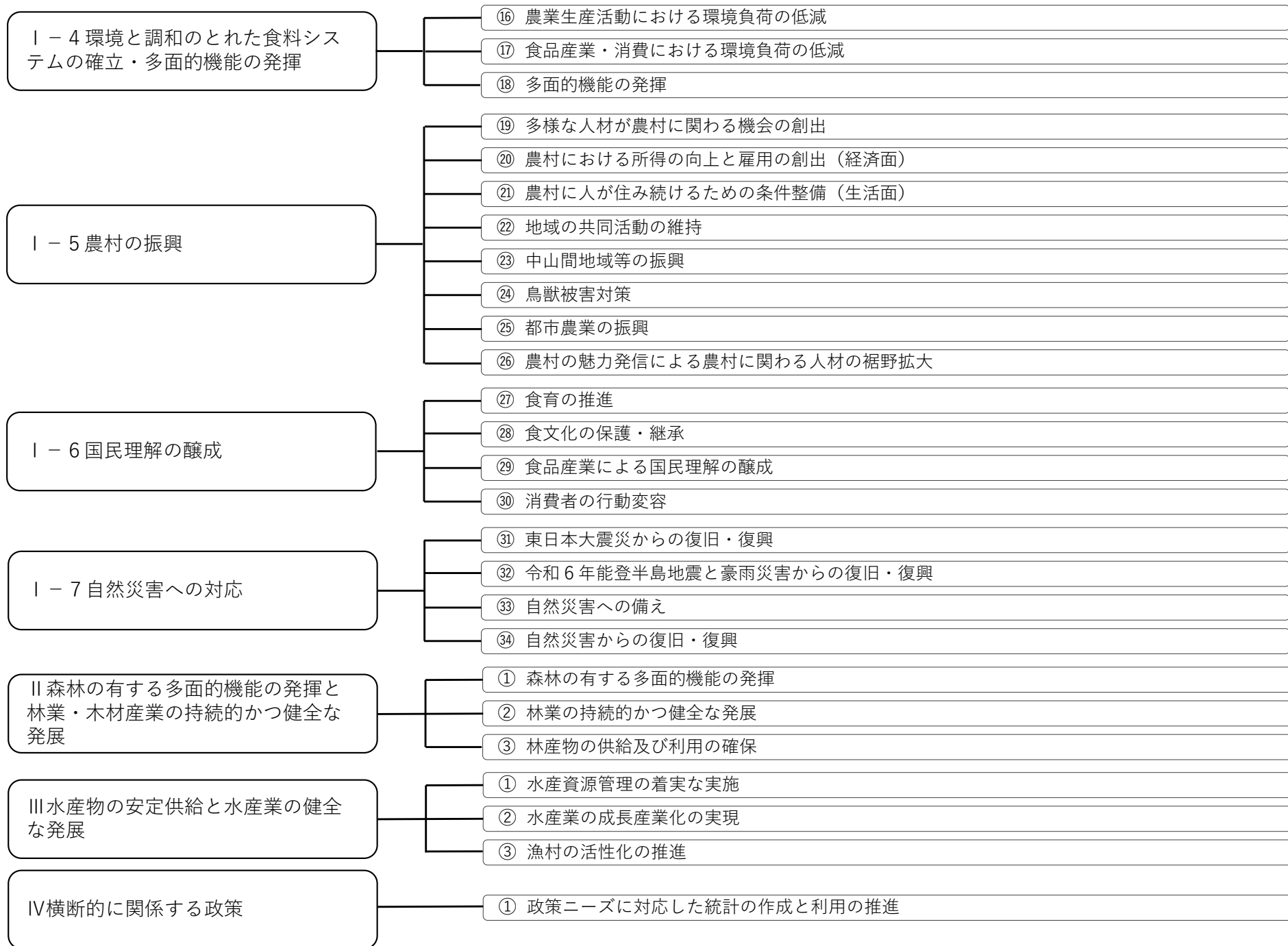
- 評価の対象となる政策がどのような目的の下に、どのような手段を用いて実施されているかという対応関係を政策体系を用いて明らかにすることにより、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保。
- 政策体系は、農林水産省政策評価実施計画で明示。
- なお、個々の予算事業は行政事業レビューの対象。



5 農林水産省の政策体系

- 農林水産省の政策体系は、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産基本計画」を基に41の政策分野に区分。
- 政策分野ごとに評価を実施し、各基本計画の進捗状況を確認。





6 対象政策ごとの評価方法

(1) 農林水産省の主要な政策

あらかじめ目標を設定し、定期的にその目標に対する実績を測定するとともに目標の達成状況について評価する。

農政分野及び林政分野

各基本法に基づく基本計画において定める施策の有効性を示すKPI等について、その実績値の把握、検証により評価を実施。

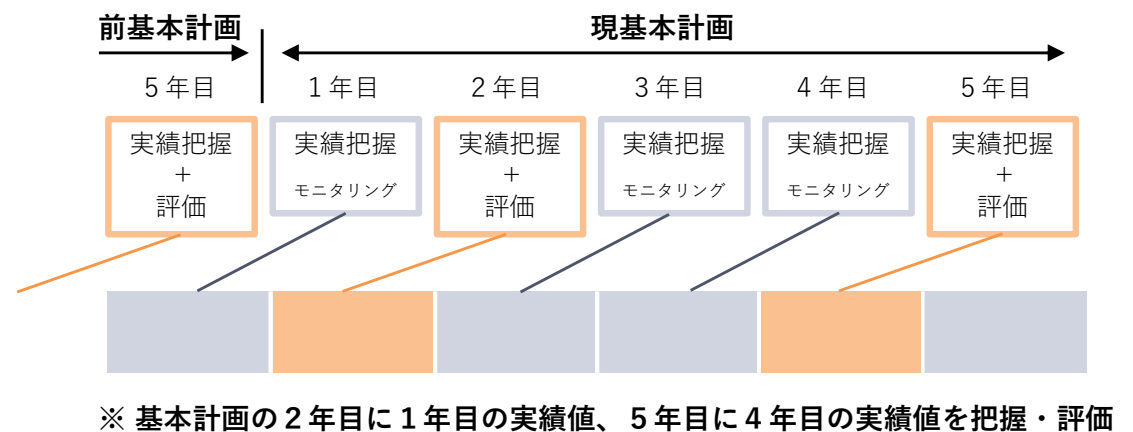
水産行政分野

〈事前分析表の作成〉

目標の実現に達成手段がいかに寄与するか等を事前に想定し、当該想定を事後検証するため、「目標管理型の政策評価のガイドライン」に基づき、毎年度「事前分析表」において、目標、測定指標、達成手段等を整理。

〈評価の重点化〉

水産基本計画の策定年の前後を基本に実績評価方式で評価を実施。評価を実施しない年度は実績値の把握（モニタリング）のみを実施。



〈評価の手順〉

①実績評価は、事前分析表において事前に設定した達成すべき目標（測定指標）ごとに達成度合いをA'～Cのランク（表1）に区分。

②政策分野ごとに目標（測定指標）の達成度合いのランク数に応じ5段階（表2）に区分し、政策の進捗状況を判定。

政策評価書例

測定指標	イ 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数	実績値・達成度合い							達成	指標一 計算分類
		基準値	年度							
		3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
実績値		-	0	14	30				① B	S1-直
達成度合い		(-:-)	(-:-)	(B: 77.7%)	(B: 83.3%)	(:)				
年度ごとの目標値		0	-	-	18	36	55	55		
把握の方法	出典：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期：調査年度の翌年度5月末～6月末頃 算出方法：場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数を集計※ただし、中央卸売市場(65市場)のうち、流通の特性から食肉市場(10市場)は除く。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考										
目標②【達成すべき目標】	食品産業における労働力不足の解消									
測定指標	ア 食品製造業の労働生産性	実績値・達成度合い							達成	指標一 計算分類
		基準値	年度							
		30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11年度		
実績値		4,836	5,152	4,964	5,913				② A	F1-直
達成度合い		(B: 89.5%)	(A: 93.1%)	(B: 87.6%)	(A: 101.9%)	(:)				
年度ごとの目標値		5,149	5,401	5,531	5,664	5,801	5,941	6,694		
把握の方法	出典：「法人企業統計調査」(財務省) 作成時期：調査年度の翌年度9月頃 算出方法：労働生産性 = 付加価値額 / (役員数 + 従業員数)									
達成度合いの判定方法	達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	各年度の目標値は、令和11年度目標値の達成に向けて、便宜的に目安値として設定。									
目標達成度合いの判定結果	(各行政機関共通区分)	② ③相当程度進展あり								
(判断根拠)	測定指標数8個のうち、Aが4個、Bが3個、Cが1個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。									

(表1)

	達成度合いを定量的に判定する場合		達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A (おおむね有効)	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B (有効性の向上が必要である)	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C (有効性に問題がある)	個別の測定指標ごとに設定

(表2)

ガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B (ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。)」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きい	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B (ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。)」が4分の1以下

(2) 公共事業

公共事業の評価は、個別事業等を対象に、費用に見合った政策効果が得られているかなどを事前に評価するとともに、継続中の事業及び完了した事業について、社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化などを点検し、改めて、政策効果を定量的に測定・把握。

・事前評価

事業の採択前の段階において、費用対効果分析を含めた評価を実施。（対象：総事業費10億円以上の事業）

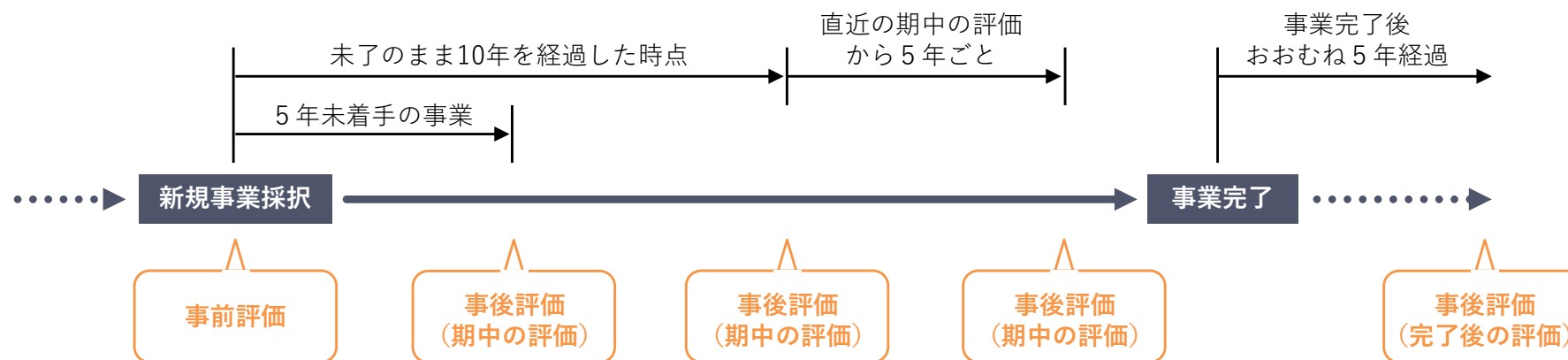
・事後評価（期中の評価）

事業採択時から5年経過して未着手の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業の休止又は中止を決定。

・事後評価（完了後の評価）

事業完了後概ね5年を経過した時点において、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業についての評価手法の見直しや計画・調査等のあり方を検討。（対象：総事業費10億円以上の事業）

公共事業評価の基本的な流れ



(3) 研究開発

研究開発の評価は、研究の科学的意義、社会的・経済的な効果等について評価を実施。
このうち、政策評価法に基づき、総事業費10億円以上の研究開発課題及び研究制度が対象。

・事前評価

新たな研究開発課題及び研究制度の採択時において、プロジェクト研究等の特性を踏まえ評価を実施。

・事後評価（期中の評価）

研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直近の期中評価を実施した年度から起算して5年ごとに評価を実施。

・事後評価（終了後の評価）

研究開発課題及び研究制度の終了時に、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究課題及び研究制度について検証。

評価基準

事前評価

A：重要であり内容は適切 B：重要であるが内容の見直しが必要 C：不適切又は内容の抜本的見直しが必要

事後評価

S：予想以上の成果を上げた A：概ね目的を達成した B：目的の達成がやや不十分であった
C：目的の達成が不十分であった

(4) 規制

規制の評価は、事前評価、事後評価の2つに分類され、規制の妥当性、効果・負担等について評価を実施。

なお、規制とは、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利を制限し、又は国民の義務を課すものをいう。

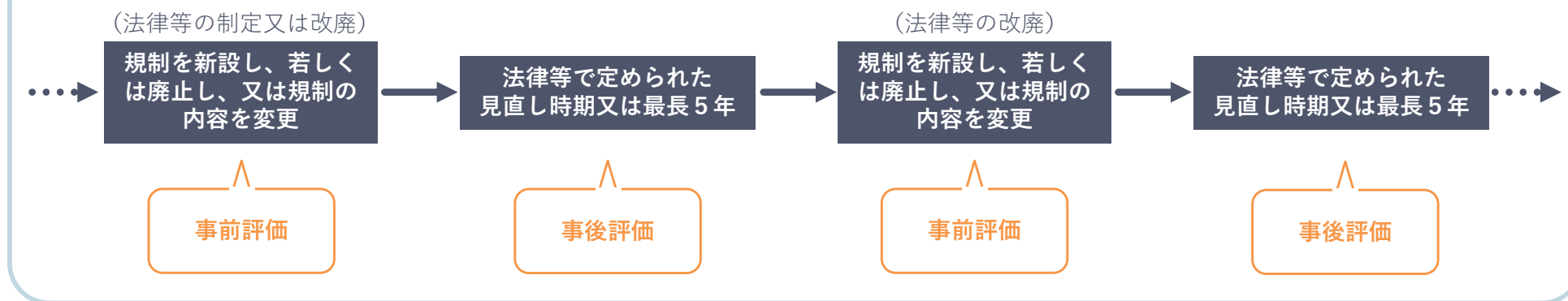
・事前評価

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際、評価を実施。

・事後評価

事前評価を行った規制のうち、当該法律等で定められた見直し時期又は事前評価で定められた時期（当該規制の開始から最長で5年後）が到来した規制について、事前評価書に対する指摘事項への対応状況、事前評価時の推計値と実績値が大きく異なった指標の差異分析、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえ、規制継続等の正当性について評価を実施。

規制評価の流れ



(5) 租税特別措置等

租税特別措置等の評価は、事前評価、事後評価の2つに分類され、租税特別措置等の必要性、有効性、相当性について評価を実施。

このうち、政策評価法に基づき、法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに関して評価が義務付けられている。

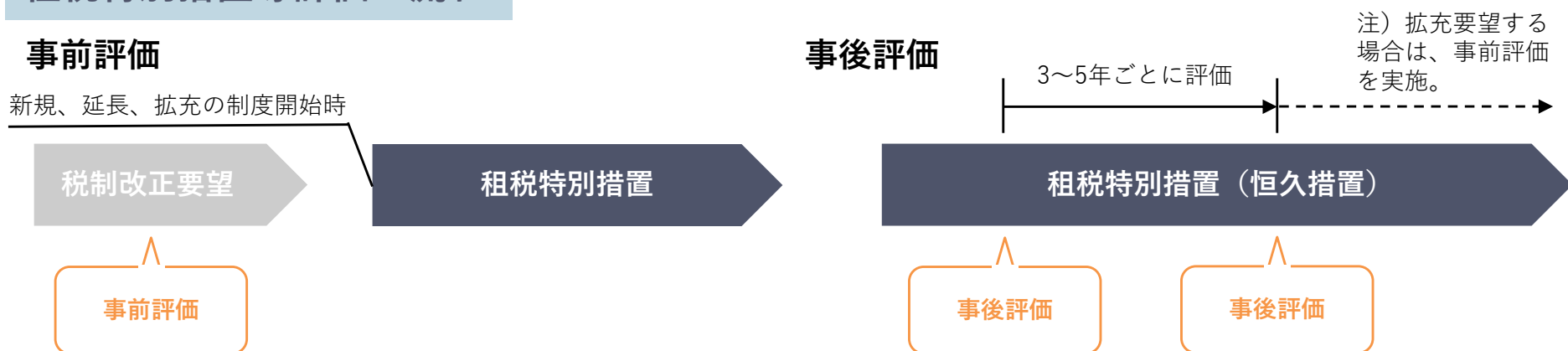
・事前評価

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策について、税制改正要望時に評価を実施。

・事後評価

評価が義務付けられている法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係る措置のうち、適用期限が定められていない恒久措置など、過去3年～5年間に評価が実施されていない措置について評価を実施。

租税特別措置等評価の流れ



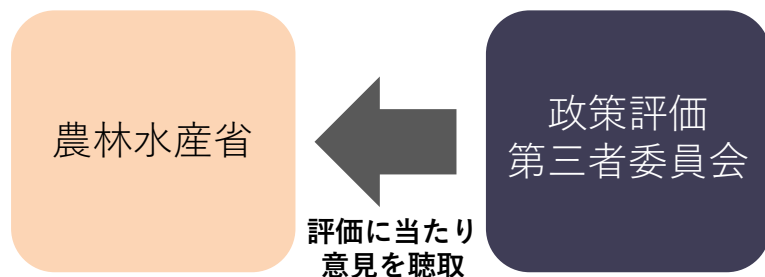
7 学識経験を有する者の知見の活用

- 政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するため、
 - － 農林水産省政策評価第三者委員会を設置し、農林水産省の主要な政策の評価等について意見を聴取。
※ただし、政策効果の把握、分析、その結果等について、別途審議会等において意見を聴取済みである場合には、第三者委員会の開催に代えることができる。
 - － 技術的・専門的な知見が必要な公共事業や研究開発の事業評価においては、技術検討会や評価専門委員会を設置し、意見を聴取。

政策評価第三者委員会等

〈政策評価第三者委員会〉

- ・ 政策評価の基本的事項に対する意見聴取
- ・ 農林水産省の主要な政策の評価等に対する意見聴取



〈技術検討会〉

- ・ 公共事業の評価に対する意見聴取 等
- ・ 公共事業を所管する各局庁や地方支分部局等に設置し、開催



〈評価専門委員会〉

- ・ 研究開発の評価に対する意見聴取 等
- ・ 農林水産技術会議に設置し、開催



農林水産省政策評価第三者委員会委員（五十音順、敬称略）

お が た	けんいち	
緒方	賢一	高知大学 教育研究部 人文社会科学系 教授
お が わ	み か こ	
小川	美香子	東京海洋大学 学術研究院 食品生産科学部門 准教授
しまざき	たづこ	
嶋崎	田鶴子	有限会社トッピーバー 取締役会長
たじま	だいすけ	
田島	大輔	田島山業株式会社 取締役
たなか	みちこ	
田中	美智子	株式会社トータルオフィス・タナカ 代表取締役
ちだ	ゆういち	
智田	裕一	株式会社フジテレビジョン 報道局 解説副委員長
なじま	かずひさ	
南島	和久	龍谷大学 政策学部 教授
ひろた	ひろこ	
廣田	浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
やない	かつゆき	
柳内	克之	株式会社儀助漁業 代表取締役社長
よしかわ	じゅんこ	
吉川	順子	吉川順子税理士事務所 所長 税理士 中小企業診断士

※農林水産大臣が委嘱。

任期は令和6年9月17日～令和8年8月31日（2年）。

8 令和7年度に実施した政策評価

評価対象・方式		事前評価の件数	事後評価の件数	
農林水産省 の主要な 政策	実績評価 方式	—	3件 〔令和7年度の政策体系上の41分野のうち、林政分野の3分野で実施。なお、農政分野及び水産行政分野については実績値を把握（モニタリング）。〕	
	総合評価 方式	—	0件	
公共事業	事業評価 方式	173件 〔新たに採択する事業 （総事業費10億円以上）〕	[期中]130件 〔着手から10年を超えて継続する 事業等〕	[完了後]86件 〔完了後一定期間が経過した事業 （総事業費10億円以上）〕
研究開発		1件 〔新たに採択する研究開発 課題、研究制度 （総事業費10億円以上）〕	[期中]0件 〔着手から10年を超えて継続する 研究開発課題、研究制度等〕	[終了時]0件 〔研究開発課題、研究制度の終了 の前年度等に行うもの （総事業費10億円以上）〕
規制		15件 〔法律又は政令の改正等に 伴う規制の新設又は改廃〕	14件 〔事前評価を実施した規制のうち規制の見直し時期が到来したもの〕	
税制		5件 〔新設、拡充、延長要望する 法人関係税の租税特別措置 等〕	14件 〔恒久措置のうち法人関係税の租税特別措置〕	

9 政策評価の年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農林水産省の 主要な政策	← 評価の実施 (5月～8月) →					・第三者委員会 での意見聴取 ・評価書、事前 分析表の公表						
公共事業			← 評価の実施 (6月～8月) →	技術検討会 での 意見聴取	評価書公表					← 評価の実施 (12月～2月) →	技術検討会 での 意見聴取	評価書公表
研究開発			← 評価の実施 (6月～8月) →	評価専門 委員会での 意見聴取	評価書公表					← 評価の実施 (12月～2月) →	評価専門 委員会での 意見聴取	評価書公表
規制	← 随時対応：閣議決定の日までに公表。パブリック・コメント制度が適用される政令案はパブリック・コメント時に公表。 →					※通例、通常国会審議の関係から評価の実施が年度末に集中している。					← 評価の実施 (12月～2月) →	評価書公表
税制	← 評価の実施 (4月～7月) →			評価の実施	評価書公表							

注) 一般的なスケジュールであり、状況によって変わる場合がある。



評価結果については、次期政策（予算や目標等）の見直し、改善に活用